

しまねの農福連携

ひろがる農業と福祉の可能性



令和7年3月

特定非営利活動法人
島根県障がい者就労事業振興センター

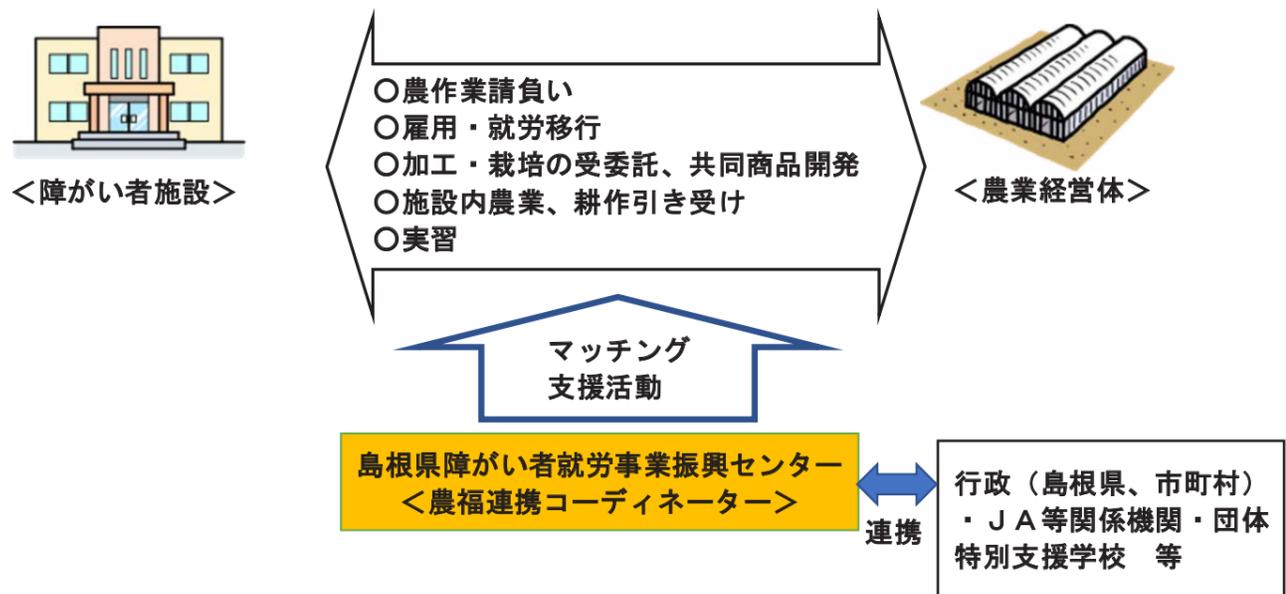
農福連携の目的

目的

農福連携は、障がい者^{※1}等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みです。

農福連携に取り組むことで、担い手不足や高齢化が進む農業分野の課題と福祉分野における課題の双方の解決と利益(メリット)があるWin-Win関係の構築を目指しています。

障がい者福祉側	就労の場の拡大、就労支援事業所(以下「事業所」)利用者の工賃向上 ^{※2} 、社会参画
農業側	労働力の確保、担い手確保、産地育成、地域活性化、農地保全等



※1 島根県の方針に沿い、「障がい」と平仮名表記にすることを原則としている。但し、法令等の名称や法令等で規定された用語、団体・施設等の固有名称等については適用しない。

※2 【就労支援事業所】

「障害者総合支援法」に基づき、就労移行支援、就労継続支援A型(雇用型)、就労継続支援B型(非雇用型)、就労定着支援等を行う事業所。

【利用者】

上記のサービスを行う事業所を利用する障がいのある人。

【工賃】

就労支援B型事業所で事業収入から利用者へ支払われる対価。雇用契約を結ばない利用者に支払われるもので、最低賃金制度に縛られないため、賃金と区別する意味でこう呼ばれる。

【賃金】

雇用契約を結んだ労働者へ支払われる対価。就労支援事業所でもA型サービスで雇用契約を結んだ利用者へは支払われる。原則、最低賃金以上を支払わなければならない。

取り組みの概要

島根県における取り組み経過

年	内容
平成23年(2011年)	農業・障がい者福祉双方の課題解決を図るため、県施策として「農福連携」の検討開始
平成24年(2012年)	島根県農福連携事業による農福連携の開始 ●実施主体:島根県 ●運営主体:(公財)しまね農業振興公社 ●農福連携コーディネーターを2名(農業・福祉分野各1名)配置
平成24年(2012年) } 平成27年(2015年)	島根県農業技術センター「農福連携実証調査」の実施 ●ぶどう、トマト、イチゴ等での作業方法・支援方法の確認 ●就労支援事業所職員の技術向上研修の実施
平成27年(2015年)	特定非営利活動法人 島根県障がい者就労事業振興センターの設立 ●島根県の委託事業(農福連携)を開始 ●(公財)しまね農業振興公社から農福連携事業を引き継ぎ、全産業と障がい者福祉の連携を行う体制に移行 ●農業分野の農福連携コーディネーターを1名配置(平成30年~2名)
平成30年(2018年)	農山漁村振興交付金を活用して「出雲圏域農福連携推進事業協議会事業」を展開し、出雲市における農福連携をモデル的に展開
令和7年(2025年)	●施設外就労を中心とした農福連携の拡大(マッチング活動) ●農福連携の相互理解促進と事業所の拡大(相談活動、研修会、講習会等) ●事業所職員・利用者の技術向上対策の実施 ●点的实施から面的拡大を図るため、地域の実情に応じた組織化の推進

農福連携コーディネーターの配置

農福連携コーディネーターを2名配置し、各業務を実施しています。

特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センター(以下「振興センター」)の業務は、事業所を支援対象として島根県からの委託事業として実施しており、島根県地方機関、市町村、JAしまね等関係機関・団体と連携して取り組んでいます。

農業と福祉とのマッチング

下記の①~⑨について、事業所、農業経営体双方からの要請に基づき仲介や調整を実施します。

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| ①農業・福祉双方からの相談活動 | ⑥事業所間の連携 |
| ②施設外就労、施設内就労 ^{※3} による農作業請負い | ⑦地域の組織化支援 |
| ③事業所内農業の拡大 | ⑧特別支援学校との連携 |
| ④事業所職員・利用者の技術向上対策 | ⑨障がい者雇用(就業・生活支援センター等への連絡) |
| ⑤6次産業化、加工受委託、新商品開発 | ⑩農福連携を広くPR |

※3 企業等と事業所が「請負契約」に基づき、事業所施設の外・内で利用者が事業所職員の支援を受けながら請負った業務に従事するもの。

農福連携の取り組み状況(令和7年3月)

連携形態	事業所数	備考
1 事業所所有または借入農地で自ら経営	48	自ら農業を開始し、自主的に経営している場合
2 近隣農家等から農地の保全委託を受けて耕作	4	周囲から依頼されて開始した場合
3 施設外就労(施設外支援を含む)による農作業請負	55	
4 施設内で農作業を受託	17	
5 農家等から農産物原料を調達して加工	18	主たる原料を県内・国内農家、JAから調達
6 農産物の加工を外部から受託	5	加工品を依頼者に納品
7 事業所内で生産した農産物の加工	18	主たる原料を事業所生産から調達
8 事業所間の連携	13	
延べ事業所数	178	
実事業所数	88	

マッチング件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所数	30	56	56
農業経営体数	19	33	29
作業数	40	75	80

※事業所・農業経営体・作業のいずれかが新規であればカウント(延べ数)

農福連携の効果「利用者の職業能力面」(令和5年度振興センター調査)

No	内容	思わない ← → 思う				
		1	2	3	4	5
1	丁寧に早く作業ができるようになった	1	12	18	27	3
2	報告・連絡・相談ができるようになった	3	8	20	26	4
3	仕事に対する責任感が強くなった	2	9	12	33	5
4	積極的な姿勢が生まれた	2	7	14	33	5
5	使う道具や機械が増えた	5	8	13	27	8
6	仲間との協調性が身についた	2	9	17	26	7
7	仕事面で自信がつき生活面でも自信が出てきた	2	7	29	18	5
8	外部の人とのコミュニケーション力が高まった	1	9	27	18	6
9	家族からの評価が高くなった(褒めたり認めてもらう)	1	5	37	13	5
10	集中力が高まった	2	8	18	28	5
11	長時間継続して作業ができるようになった	2	8	12	33	6
12	忍耐力がついた	2	7	17	28	7

回答数が最も多かった項目

農福連携の事例

■ 自営農業

水稻、野菜、果樹、椎茸等の多様な品目が露地・施設で生産され、市場・直売所等への出荷、加工や事業所内消費が行われ、地域内の農地保全にも貢献しています。



たまねぎ栽培



キャベツ栽培



トマト栽培



青ネギ栽培



花苗栽培



菌床椎茸栽培

■ 施設外就労・施設内就労

各種農作物の栽培管理・出荷調製・加工等の多様な作業が施設外就労・施設内就労の形態で行われており、事業所職員が利用者を支援しながら実施されています。

マッチング前には現地において作業内容の打ち合わせを行って決定し、作業前・後には注意点や結果を確認して作業が行われます。



マッチング前の現地説明



作業実施前の事前説明



ぶどうハウス片づけ



水稲育苗準備



ケール補植



ぶどう袋掛け(複数事業所)



葉ボタン出荷調製



ネギ乾燥・調製

■ 施設外就労の拡大と高度化～出雲市

出雲市では、事業所職員と利用者の習熟度が向上するとともに、作業の細分化・作業がしやすい工夫・技術研修を行うことで、高度な作業が実施されています。

施設外就労に取り組む事業所数、農家数、作物数・作業種類が増加し、産地育成に貢献しています。



ぶどう花穂整形



ぶどう花穂整形(テープで目印)



ぶどうジベレリン処理



西条柿収穫

JAしまねとの連携拡大

JAしまね地区本部の集出荷施設や加工施設での作業が増加し、出雲地区本部(西条柿)、雲南地区本部(白ネギ)、島根おおち地区本部(水稻)、いわみ中央地区本部(西条柿)等、地域の産地育成に貢献しています。



西条柿加工作業

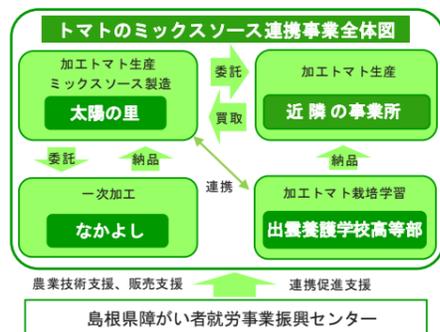


白ネギ出荷調製作業

6次産業化と福福連携

事例1

トマトソースの製造販売事業について、平成26年から出雲市斐川町の「太陽の里」を中心とした事業所が、原料となる加工用トマト生産や加工作業及び販売を分担、連携して行うことで生産の安定と向上、増収増益など相乗効果を目的とした「福福連携」に取り組まれています。事業所間の連携に教育機関も加え、分野を超えた連携が進んでいます。



連携体制図



トマトミックスソースとトマトソース



加工用トマト栽培ほ場



トマトソース加工作業

事例2

益田市「きのこハウス」では、令和6年から西条柿の新規就農者と連携し、栽培管理作業の施設外就労を行うとともに、収穫した西条柿の干し柿加工と、2次加工、販売に協働で取り組まれています。加工技術の向上を図るため、振興センターの事業を活用して専門家の加工指導を受け、地産地消として、学校給食への食材提供も行われています。



新規就農者の西条柿園



西条柿剪定作業



専門家による加工技術指導



2次加工作業

振興センター事業による推進

農福連携サポーター派遣事業

目的

事業所が施設内で実施する農業及び施設外就労に取り組む際に、事業所職員や利用者に専門的な技術・知識が不足していることが生産・作業の支障となっていることから、事業所職員に対する農業・農作業の指導を行う農福連携サポーターを派遣します。

内容

- ① 農福連携サポーターを登録
- ② 事業所からの要請に基づき、農福連携サポーターを派遣
- ③ 農福連携サポーターへ振興センターから謝金支払い

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録サポーター数	27	27	27
利用事業所実数	15	16	13
利用回数(延べ)	208	156	156



農福連携サポーター(左から二人目)によるぶどう作業指導



農福連携サポーター(右)によるホウレンソウ収穫指導

農福連携障がい者チャレンジ事業

目的

施設外就労の形態を通して農作業実習を行うことで受入れ事業主（農業経営体）の負担軽減と、施設外就労に対する理解を深めるとともに、事業所職員の農作業指導力及び利用者の農作業能力の向上を図り、新たな農作業の施設外就労の開始を支援します。

内容

- ① 農作業実習申込書に基づき、利用者が農作業実習を実施
- ② 事業所職員が必ず同行し、実習を管理・指導
- ③ 農作業実習日数に応じて実習対策費を支給
- ④ 実習実施期間は5日以内（短期型）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所数(延べ)	13	14	6
作業数(延べ)	18	15	7



西条柿加工作業



ニンジン収穫作業

障がい者作業能力ステップアップ事業

目的

施設外就労の形態を通して作業実習を一定期間行うことで、一層の障がい者の作業能力および職業能力向上と事業所職員の作業指導力の向上を図り、施設外就労の定着を進めます。

内容

- ① 事業所と振興センターが実習計画を作成し、利用者が作業実習を実施
- ② 事業所職員が必ず同行し、実習を管理・指導
- ③ 作業実習日数に応じて実習対策費を支給
- ④ 実習実施期間は1ヶ月以上6ヶ月以内（長期型）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所数(延べ)	2	5	7
作業数(延べ)	2	5	7



アスパラ出荷調製作業



ケール収穫作業

農作業請負力強化事業

目的

事業所の農作業請負力を強化し農福連携を推進するため、新たに農作業請負を始める事業所や既に農作業請負を実施している事業所が行う施設外就労に対して助成事業を実施します。

内容

- ① 就労の環境づくり支援助成金：利用者の障がい特性等に合わせて準備する道具等の購入に要する経費を助成
- ② 農作業請負奨励金：従事した利用者数と作業日数に応じて奨励金を支給
- ③ 販売促進支援助成金：施設外就労を通じて加工から販売まで連携する際、加工手法の開発・確立及び販売促進に係る経費を助成
- ④ 事業開始年度：令和4年度（令和6年度から①②は新たに農作業請負を始める事業所に限定して実施）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就労の環境づくり支援助成金	9	13	0
農作業請負奨励金	10	11	0
販売促進支援助成金	-	-	2

組織化の推進

これまで点的な取り組みであった農福連携を、面的な取り組みとして拡大を図るため、地域の実情に応じた組織化を進め、効率的・効果的な推進を図っています。

出雲市

農林水産省「農山漁村振興交付金」を活用して施設外就労の拡大を進める事業を平成29・30年度の2か年実施し、事業終了後も組織的取り組みを継続し、ぶどうを中心とした高度な作業の請負は、県内のモデル的事例となっています。

- ① 施設外就労のモデル的实施
- ② 事業所職員、利用者の農業技術向上研修
- ③ 農業と障がい者福祉のマッチングを図る継続的な支援体制構築



全体会議



現地意見交換会

令和3年4月に事業所と関係機関・団体(益田市、JAしまね西いわみ地区本部、島根県西部農林水産振興センター等)で構成する「益田市施設外就労サポート組織」が設置されました。
施設外就労はぶどうの袋掛けから始まり、現在ではぶどうの作業種類が増加し、作物はケール、トマト、水稲等へ拡大するとともに、新規就農者との連携等、取り組みは広がっています。



実績検討会



現地説明会

研修会・講習会の開催

事業所職員・利用者を対象に研修会・講習会等を開催し、施設外就労の実施や高度化に必要な農業技術の習得・向上を図り、農福連携を推進します。

■作業効率向上研修

事業所職員を対象に、地域における主要品目の基礎知識や技術の習得を図り、利用者に対する指導能力の向上と利用者が作業しやすい方法の検討等により作業受委託の拡大を図ります。



ぶどう現地研修



ぶどう花穂整形研修

■農福連携推進研修会

テーマを定めて情報提供・講演・事例発表・パネルディスカッション等を実施し、農福連携の理解促進と一層の推進を図ります。

参集範囲:事業所、農家、関係機関・団体等



会場(対面+オンライン)



基調講演

■刈払機取扱作業者に対する安全衛生講習会

刈払機に関する整備や点検などの知識や作業する場合の安全な操作方法、振動障害や応急手当の知識など座学・実技講習を実施し、事業所が実施する刈払機作業の安全な実施を推進します。

対象:事業所職員、利用者



講習会



実習

■研修会

加工・販売を行うためには、食品衛生法・食品表示法・食品衛生管理技術に関する知識が必要なことから、保健所職員等を講師に研修会を開催するとともに、HACCP計画の作成支援を行っています。



食品衛生法研修会(オンライン)



食品衛生管理セミナー(対面+オンライン)

農福マルシェの開催

県内の事業所が生産した農産品や加工品の販売会を開催し、販売促進と農福連携を消費者等に広く紹介しています。



県内スーパーでの販売会



農福連携PRコーナー

島根県障がい者就労事業振興センターについて

目的

振興センターは、障がいのある人たちの経済活動、就労、収入の増、および自立・社会参加の推進等に関する事業を地域と連携して行い、各活動の地域への波及と、誰もが認め合い活かせる地域社会づくりを目的とし、県内の事業所が抱える課題の解決やさらなる事業力の向上などについて支援を提供するため、平成27年3月に設立されました。

事業所の事業力向上、個別の事業・サービスのクオリティアップなど個別支援を通じて全体の底上げを目指すと同時に、民間企業や他業種の方々と一緒に地域課題の解決に取り組むなど連携関係・事業の構築を図ること、またはその仕組みづくりなど、様々な視点から必要な支援を提供しています。そして、このような取り組みを通じて障がい者福祉への理解促進、支援を増やすことにつなげたいと考えています。

沿革

- 平成22年8月 任意団体島根県障がい者就労事業振興協議会を設立
- 平成22年9月 島根県東・西部2箇所の社会福祉法人が事業を受託し、島根県障がい者就労事業振興センター事業を開始
- 平成26年4月 地域連携コーディネーターを配置し、商工業との連携等「地域連携」推進の取り組み開始
- 平成27年3月 特定非営利活動法人 島根県障がい者就労事業振興センター設立
- 平成27年4月 島根県の委託事業を開始
公益財団法人しまね農業振興公社より、農福連携事業を引き継ぎ、農福連携コーディネーターを配置し、本格的に農福連携事業を開始
- 平成29年4月 出雲圏域農福連携推進事業協議会の事務局を設置



情報の公開、紹介

振興センターホームページ

振興センターからのお知らせ、事業内容や研修案内、ピックアップ情報の他、事例紹介動画等地域に根付いた事業を幅広く紹介しています。

振興センターHPトップページ (<https://yu-make.net>)



農福連携ポータルサイト

農福連携に関する情報等をまとめたポータルサイトを設けています。

農福連携の背景・目的、当センターにおける農福連携の経緯、農福連携コーディネーターの活動や取り組み内容、関連事業に関する資料、事例等を紹介しています。

事例では、事業所の特徴的な取り組み紹介の他、動画で事業所の作業実践事例、事業所職員向けのぶどう技術解説等を掲載しています。

農福連携ポータルサイトトップページ (<https://shimane-noufuku.net>)



※農福連携は島根県委託事業で実施しています。



特定非営利活動法人
島根県障がい者就労事業振興センター

東部事務所 〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2F
TEL: 0852-67-2671 FAX: 0852-67-2672

西部事務所 〒697-0016 島根県浜田市野原町1826-1 いわみーる 2F
TEL: 0855-22-8677 FAX: 0855-22-8676

 <https://yu-make.net>  info@yu-make.net